

つくばみらい市

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）

《令和6年度～令和8年度》

地域で支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち

令和6年3月

つくばみらい市

1 計画の背景と趣旨

介護保険制度は、平成12年4月に施行されてから23年が経過し、全国でも介護サービスの利用者数は開始当初の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。また、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化を進めていく必要があります。

第9期計画では、地域包括ケアシステムの構築を目指した令和7年を迎えるとともに、現役世代人口が減少する令和22年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業に係る具体的な内容について計画に位置付けていきます。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

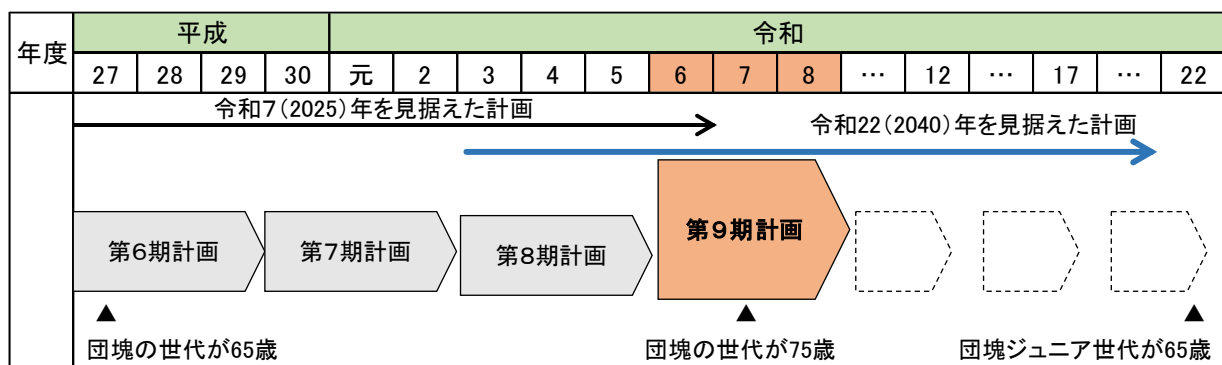
なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

また、認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「認知症基本法」という。）が令和5年6月14日に成立しました。この法律には、認知症の人が尊厳を持ち、希望を持って暮らせる共生社会の実現や社会参加の機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護等が盛り込まれています。本計画は、認知症基本法の基本理念に基づいた認知症施策の総合的な取り組みを踏まえて策定します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年、現役世代が急減する令和22年を見据えて、今後も3年ごとに見直し・改善を図る予定です。



4 今後の高齢者の状況

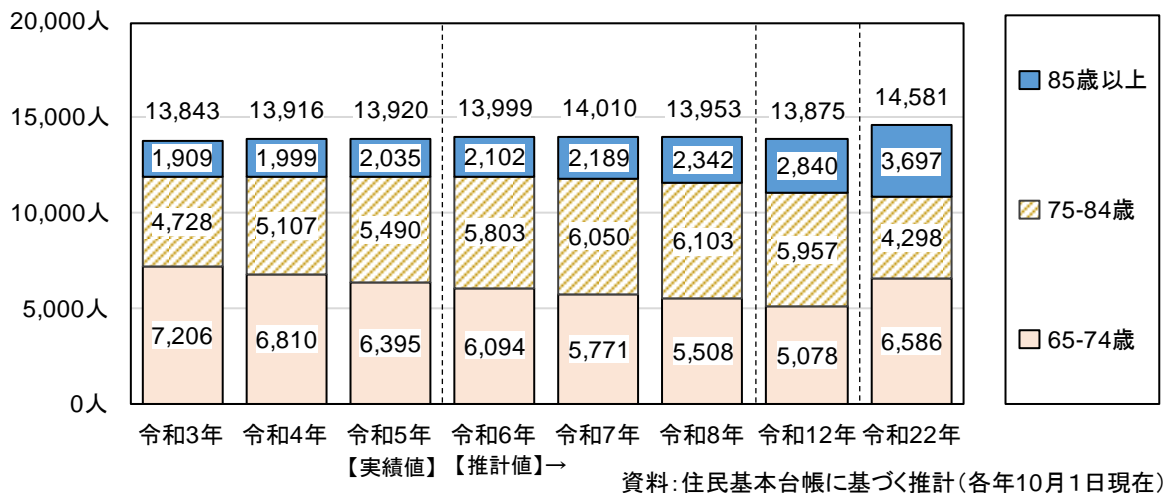
(1) 高齢者人口の推計

高齢者人口は、令和5年の13,920人が、第9期計画最終年度の令和8年には13,953人、令和22年には、14,581人へと増加すると推計されます。

また、高齢化率の変化はあまりないものの、高齢者人口の後期高齢者（75歳以上）が占める割合が高くなり、令和12年にピークを迎えると想定されます。

さらに、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上になり、ふたたび高齢者人口が増加する見込みです。

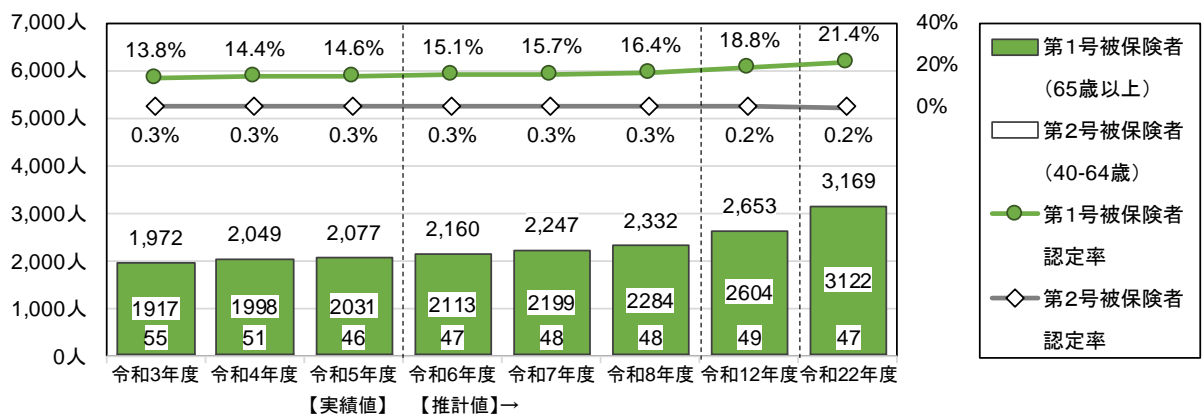
○高齢者人口の推計



(2) 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加し続け、計画最終年の令和8年度には2,332人となり、認定率は16.4%となることが見込まれます。令和12年度には2,653人、令和22年度には3,169人になると見込まれます。

○要支援・要介護認定者の推移及び将来推計



5 計画の基本理念と基本目標

第9期計画では、これまでの考え方や取組を受け継ぎながら、基本理念を新たに「地域で支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」とし、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。

地域で支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち

基本目標	基本施策
基本目標1 健康寿命の延伸に向けた健康づくりと介護予防を充実する	1 自立支援・重症化予防の推進 2 介護予防・介護予防事業の普及啓発及び利用促進の強化
基本目標2 地域とつながり、誰もが生きがいを持ち活躍できる場を促進する	1 主体的な地域活動を通じた生きがいづくりの推進 2 地域交流ができる多様な居場所づくりの推進 3 生涯現役社会に向けた就労支援の推進 4 ボランティア活動の支援と参加促進に向けた取組
基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためのしくみを強化する	1 認知症施策の総合的な推進 2 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会に向けた協働の推進 3 包摂的な相談支援体制の強化 4 権利擁護の推進 5 防犯・防災体制の強化
基本目標4 持続可能な介護保険サービスを適正に供給する	1 介護人材確保、定着に向けた取組の推進 2 在宅医療・介護連携の推進 3 家族介護支援事業の充実 4 個人に合った適切なケアマネジメントの推進

基本目標1 健康寿命の延伸に向けた健康づくりと介護予防を充実する

高齢者が、自分の好きなことに取り組んだり、地域の人との関係を通じて自分の役割を持って生活できるよう、高齢者の健康寿命の延伸を図るため、一般介護予防事業などにより、高齢者の健康づくりの推進に取り組んでいきます。

また、生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と主体的な取組を促進していくとともに、身近な地域における「通いの場」など、地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。



1 自立支援・重症化予防の推進	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (2) 一般介護予防事業の推進
2 介護予防・介護予防事業の普及啓発及び利用促進の強化	(1) 介護予防・介護予防事業の普及啓発及び利用促進の強化 (2) 通いの場の創出

基本目標2 地域とつながり、誰もが生きがいを持ち活躍できる場を促進する

高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくために、生涯学習や文化活動の推進を図るとともに、世代間交流や高齢者の健康づくりにもつなげていきます。

また、高齢者が地域社会を支える新たな担い手として活躍し、社会的な役割を持つことによって、生きがいを感じることができるよう、高齢者の持っている技能を社会において活かすために、ボランティア活動やシルバー人材センターの活用など、高齢者による生活支援や就業対策の推進を図り、高齢者の社会参加を促していきます。

1 主体的な地域活動を通じた生きがいづくりの推進	(1) 社会参加の促進
2 地域交流ができる多様な居場所づくりの推進	(1) 多様な居場所づくりの推進
3 生涯現役社会に向けた就労支援の推進	(1) 就労支援
4 ボランティア活動の支援と参加促進に向けた取組	(1) ボランティアの活動の参加促進

基本目標 3 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためのしくみを強化する

地域包括支援センターを中核として、支援の入口となる相談機能の充実を図り、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援が行えるよう、地域共生社会の観点に立った相談支援体制を整備します。

また、高齢者にとって認知症になることは身近なことであり、認知症の人もそうでない人も同じ社会で共に生きる「共生」と、認知症の発症と進行を遅らせる「予防」を両輪として、認知症施策推進大綱を踏まえながら、高齢者を支えるまちづくりとともに、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりの構築や入退院連携などの取組に加えて、近年課題となっている、看取りや認知症などへの対応に関する取組を進め、更なる在宅医療・介護連携の推進に努めます。



1 認知症施策の総合的な推進	(1) 共生と予防を両輪とした認知症支援の推進 ア. 認知症の普及啓発の推進 イ. 認知症の人と家族を支える取り組みの推進 ウ. 認知症の人の社会参加の機会の確保 エ. 認知症予防の推進 オ. 早期発見・早期対応に向けた体制の充実 カ. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
2 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会に向けた協働の推進	(1) 地域に根ざした見守り活動の推進 (2) 多様な福祉サービス (3) 地域における安定的な住まいの確保
3 包摂的な相談支援体制の強化	(1) 地域包括ケア推進体制の強化
4 権利擁護の推進	(1) 権利擁護の推進
5 防犯・防災体制の強化	(1) 安全・安心対策 (2) 災害・感染症対策としての体制整備



基本目標 4 持続可能な介護保険サービスを適正に供給する

今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、要介護者のニーズに合わせた在宅での通所・訪問サービス、施設や居住系のサービスの提供体制の確保を図るとともに、介護人材の育成・確保や介護サービスの質の向上に努めます。

介護保険制度の活用により、介護が必要になっても、本人と家族が安心して暮らせるようにサービスを安定供給できる基盤の整備を推進しながら、適正な介護保険事業の運営に努めます。

1 介護人材確保、定着に向けた取組の推進	(1) 介護サービスの提供体制の確保	
2 在宅医療・介護連携の推進	(1) 在宅における医療と介護の支援の推進	
3 家族介護支援事業の充実	(1) 家族介護支援事業の充実 (2) 情報提供の充	
4 個人に合った適切なケアマネジメントの推進	(1) 質的向上	

6 介護保険料の見込み

○計画期間における保険給付費等見込み額

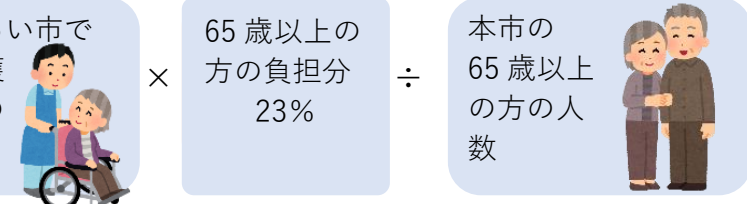
保険給付費を推計する上での主な留意点として、介護報酬の見直し、第1号被保険者の国における標準所得段階の変更などに加え、高齢化の進行による介護需要の自然増を考慮した上で、必要なサービス見込み量を推計した結果、第9期計画の3年間に必要な保険給付費等は、合計で約●円と見込まれます。

○介護給付費準備基金の活用

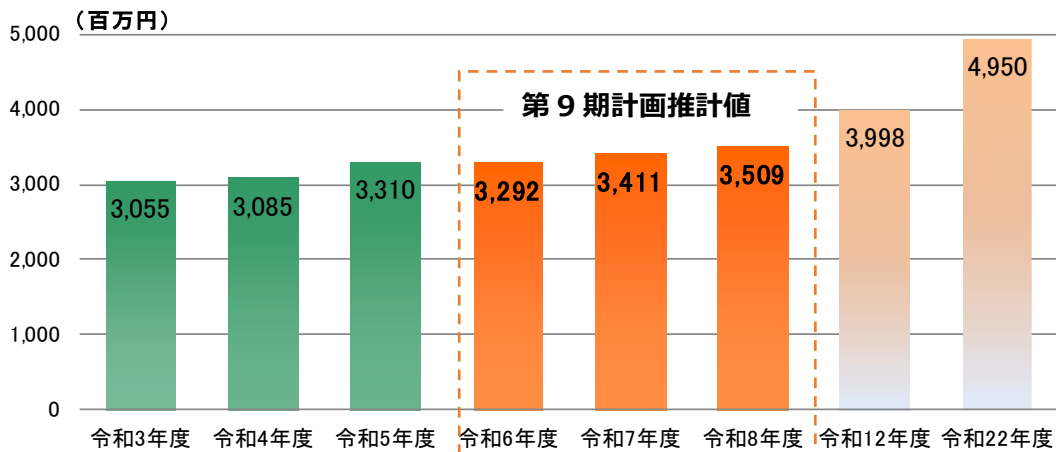
第9期計画においては介護給付費準備基金●円を取り崩し、保険料上昇抑制のために充当します。

○第9期介護保険事業計画における介護保険料〈保険料基準額〉

上記の諸条件等をもとに、第9期（令和6年度～令和8年度）の保険給付費等をまかなうための第1号被保険者の保険料を試算すると、以下のとおりとなります。

$$\begin{array}{l}
 \text{つくばみらい市で} \\
 \text{必要な介護} \\
 \text{サービスの} \\
 \text{総費用}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{65歳以上の} \\
 \text{方の負担分} \\
 \text{23\%}
 \end{array}
 \div
 \begin{array}{l}
 \text{本市の} \\
 \text{65歳以上の} \\
 \text{方の人数}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{令和6～令和8年度の} \\
 \text{保険料基準額} \\
 \bullet \text{円 (年額)} \\
 \bullet \text{円 (月額)}
 \end{array}$$


■介護給付費の推移（暫定値）※今後報酬改定など国の動向により変更があります



※令和5年度は見込み、令和6年度以降は推計値（10月時点）
資料：地域包括ケア「見える化」システム

令和6年度から令和8年度までの所得段階別保険料は次のとおりです。

■第1号被保険者の所得段階別保険料

段階	対象者		基準額に対する割合	介護保険料（年額）
第1段階	本人が住民税非課税	非課税世帯	生活保護受給者, 世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	
			年金収入等 80 万円以下	
第2段階		年金収入等 80 万円超 120 万円以下		
第3段階		年金収入等 120 万円超		
第4段階	課税世帯	年金収入等 80 万円以下		
第5段階【基準額】		年金収入等 80 万円超		
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額 120 万円未満		
第7段階		合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満		
第8段階		合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満		
第9段階		合計所得金額 320 万円以上 400 万円未満		
第10段階		合計所得金額 400 万円以上 600 万円未満		
第11段階		合計所得金額 600 万円以上 800 万円未満		
第12段階		合計所得金額 800 万円以上 1,000 万円未満		
第13段階		合計所得金額 1,000 万円以上		

※年額の10円未満の端数は切り捨て処理をしています。

つくばみらい市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画《令和6年度～令和8年度》 概要版

発行・編集／つくばみらい市介護福祉課

〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田 195 番地

TEL : 0297-58-2111 (代表) FAX : 0297-58-5811